

お知らせ information

募集

平成30年度福島県警察官 募集のお知らせ

平成30年度の警察官採用候補者試験を次のとおり実施します。たくさんのご応募をお待ちしています。

《警察官A(大学卒程度)》

◆受験資格

昭和60年4月2日以降に生まれた方

※大学を卒業した方または平成31年3月末日までに大学を卒業する見込みの方またはこれと同等の資格があると認められる方

◆受付期間

5月11日(金)から6月8日

⑤まで

◆第1次試験

7月8日(日)

《警察官B(高校卒程度)》

◆受験資格

昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

※大学を卒業した方または平成31年3月末日までに大学を卒業する見込みの方を除きます。

◆受付期間

7月20日(金)から8月17日

⑤まで

◆第1次試験

9月16日(日)

◆注意点

募集要項は3月1日現在の予定です。詳細は県人事委員会のウェブサイトをご確認ください。

◎田村警察署小野分庁舎総務係

☎72-212121

◎県警察本部警務課人事係

☎0120-1276-314

(採用フリーダイヤル)

◎県人事委員会事務局

☎024-521-7590

お知らせ

固定資産税における東日本大震災および原子力災害の特例措置を解除します！

町では平成24年度から平成29年度まで、東日本大震災および原子力災害の被害に配慮し、固定資産税を減額する特例を行ってまいりました。

しかし震災から7年以上が経過し、被害を受けた家屋の修復や取り壊しが進み、また除染作業が終了したことで放射性物質の影響が減少したため、特例を解除することとなりました。県内の多くの自治体でも特例を解除する動きとなっています。

◆解除する特例

①東日本大震災で全壊・半壊の被害を受け、税の軽減を受けている建物のうち、修繕が完了した建物の特例

②原子力災害による特例として、震災前に建築した

家屋の評価額を30パーセント減額、土地の評価額を10パーセント減額していた特例

※特例解除により影響を受ける方の多くは、②の震災前に建築した建物の評価額の30パーセント減額の特例が受けられなくなることです。

◆税額の計算方法

特例措置の解除により、固定資産税額の計算については、平成30年度から震災以前の算出方法に戻ることとなります。

平成29年度と比較すると納税額が増え、ご負担をお掛けすることとなりますが、本来の税額に戻すものでありますので、皆様のご理解をお願いします。

◎税務課

☎72-6932

軽自動車税は5月31日までに納入を！

軽自動車税は毎年4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。

納期限後30日以内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます。(納付書に記載されているコンビニエンスストアに限ります)

納税通知書は5月中旬にお送りしますので、転居などでお手元に届かない場合はお問い合わせください。

◆軽自動車税の減免制度について

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される軽自動車については、納税義務者の申請により軽自動車税が減免される制度がありますので、5月31日までに申請してください。

◆5月31日または6月上旬に車検がある方へ

現金で軽自動車税を納める方は納付書の右端が納税